

| 試案 | 町民会議案 |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、中標津町の自治の基本理念及び基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、<u>それぞれの基本的な事項及び制度を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、中標津町の自治の基本理念と基本原則を定め、町民の権利と役割、<u>議会と行政の責務を明らかにし、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くための基本的な事項と制度を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とします。</u></p> |
| <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 町民 町内に住所を有する者、町内で働き、又は学ぶ者及び町内で活動する法人その他の団体をいう。</p> <p>(2) 議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成される議決機関をいう。</p> <p>(3) 行政 町長、執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)をいう。</p> | <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語を、次のとおり定義します。</p> <p>(1) 町民 町内に住所を有する人(以下「住民」という。)町内で働く人、学ぶ人及び町内で活動する法人その他の団体をいいます。</p> <p>(2) 議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成される議決機関をいいます。</p> <p>(3) 行政 町長及び執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会)をいいます。</p> <p>(4) 情報共有 <u>議会及び行政が公開する情報を、町民、議会及び行政が共有することをいいます。</u></p> <p>(5) 町民参加 <u>町民が暮らしやすい地域社会をつくるために、主体的にかかわり、行動することをいいます。</u></p> <p>(6) 協働 <u>町民、議会及び行政が共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任により、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。</u></p> |

第1章 総則

| 試案 | 町民会議案 |
|---|---|
| <p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 <u>私たちは、中標津町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げる事項によって町民が主体の自治を推進することを基本とする。</u></p> <p><u>(1)私たちのまちは、私たちで創造するという明確な意思を持って考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる、住みよい中標津町の実現をめざします。</u></p> <p><u>(2)協働の精神を大切にして、課題を見だし、解決に努め、常に進歩する町民が主体の自治をめざします。</u></p> <p><u>(3)町民が主体の自治を、次世代に引き継いでいくという意思のもとに、継続可能な地域社会の創造をめざします。</u></p> | <p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 <u>町民、議会及び行政は、中標津町民憲章の精神を尊重し、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くため、町民が主体の自治を推進することを基本とします。</u></p> <p>削除</p> |
| <p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 <u>町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、中標津町の自治の実現を図るものとする。</u></p> <p><u>(1)情報共有の原則 町民、議会および行政は議会及び行政が保有する情報を共有すること。</u></p> <p><u>(2)町民参加の原則 町民の参加の下に行政運営が行われること。</u></p> <p><u>(3)協働の原則 町民、議会及び行政がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。</u></p> | <p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 <u>町民、議会及び行政は、情報共有、町民参加及び協働の原則に基づき、中標津町の自治の実現を図ります。</u></p> <p>削除</p> |

第2章 基本原則に基づく制度

| 試案 | 町民会議案 |
|---|--|
| <p>(情報共有及び公開)</p> <p>第5条 議会及び行政は、<u>その保有する情報が町民と共有する財産であることを認識するとともに、正しい、分かりやすい情報を積極的に公開するため、次に掲げる制度を設けるものとする。</u></p> <p>(1) 議会及び行政の情報を正確に分かりやすく提供する制度</p> <p>(2) 議会及び行政の会議を公開する制度</p> <p>(3) <u>町民の意見や提案(以下「意見等」という。)が行政運営に反映される制度</u></p> <p>(4) <u>議会及び行政が保有する文章その他の記録を請求する制度</u></p> <p>2 議会及び行政は、その保有する情報を統一した基準により管理し、保存しなければならない。</p> <p>3 第1項各号に関して必要な事項は、別に条例等で定める。</p> | <p>(情報共有)</p> <p>第5条 議会及び行政は、<u>町民と情報を共有するため、次の制度を設けます。</u></p> <p>(1) 議会及び行政の情報を正確に分かりやすく伝える制度</p> <p>(2) 議会及び行政の会議を公開する制度</p> <p>(3) <u>議会及び行政が保有する文書その他の記録を町民が請求する制度</u></p> <p>(4) <u>町民の意見提案を募集し公開する制度</u></p> <p>2 議会及び行政は、その保有する情報を統一した基準により管理し、保存しなければなりません。</p> <p>3 <u>第1項の各号に規定する制度に関し必要な事項は、別に条例等定めます。</u></p> |
| <p>(個人情報の保護)</p> <p>第6条 議会及び行政は、<u>町民の個人情報の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、その保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。</u></p> | <p>(個人情報の保護)</p> <p>第6条 議会及び行政は、<u>町民の権利や利益が侵害されることのないよう、議会及び行政がもつ個人情報を保護しなければなりません。</u></p> <p>2 <u>個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</u></p> |

| 試案 | 町民会議案 |
|---|---|
| <p>(意見等への対応)</p> <p>第 7 条 議会及び行政は、町民参加によって寄せられた<u>意見等を総合的に検討するものとする。</u></p> <p>2 議会及び行政は、<u>意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の事項を公表するものとする。ただし、前条の規定により公表することが適当でない</u>と認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 意見等の内容</p> <p>(2) 意見等の検討結果及びその理由</p> | <p>(町民の意見提案への対応)</p> <p>第 7 条 議会及び行政は、町民参加によって寄せられた<u>意見提案に対し、誠実かつ迅速に対応し、総合的に検討します。</u></p> <p>2 議会及び行政は、<u>意見提案の検討を終えたときは、速やかに多様な方法を用いて、意見提案の内容、検討結果及びその理由を公表します。ただし、条例の規定により公表することが適当でない</u>と認められるときは、この限りではありません。</p> |
| <p>(町民参加の推進)</p> <p>第 8 条 議会及び行政は、<u>次の事項を実施する場合は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民の参加を推進し、意向を反映するものとする。</u></p> <p>(1) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限する<u>ことを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。</u></p> <p>(2) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき。</p> <p>(3) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法<u>などの決定をするとき。</u></p> <p>(4) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定、又は見直しをするとき。</p> <p>(5) 施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき。</p> <p>2 前項各号に規定するもののほか、<u>町民が参加できる機会を設け、議会運営及び行政運営に反映する。</u></p> | <p>(町民参加の機会の確保)</p> <p>第 8 条 議会及び行政は、<u>次の各号に規定する事項を実施する場合は、町民参加の機会を確保します。</u></p> <p>(1) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限する<u>内容の条例を制定、改正及び廃止するとき。</u></p> <p>(2) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき。</p> <p>(3) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法<u>などを決定するとき。</u></p> <p>(4) 総合計画及び分野別の基本的な計画の策定、又は見直しをするとき。</p> <p>(5) 施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき。</p> <p>2 前項の各号に規定するもののほか、<u>町民参加が有効と思われる場合は、町民が参加できる機会を確保します。</u></p> <p>3 <u>法令の規定によるものや緊急を要するものは、町民参加を求めないことができます。</u></p> |

| 試案 | 町民会議案 |
|--|--|
| | <p>第9条 行政は、満20歳未満の青少年及び子どもに対し、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町民参加の機会を確保します。</p> |
| <p>(町民参加の方法)</p> <p>第9条 議会及び行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる方法を活用して、必要かつ適切な時期に町民の参加を求めるものとする。</p> <p>(1) 審議会等への委員としての参加</p> <p>(2) 意見交換会等への参加</p> <p>(3) アンケート調査等への意見表明</p> <p>(4) 町民意見募集制度(パブリックコメント)への意見表明</p> <p>(5) その他適切な方法</p> <p>2 前項各号の方法に関し必要な事項は、別に定める。</p> | <p>(町民参加の方法)</p> <p>第10条 議会及び行政は、必要かつ適切な時期に町民参加の機会を確保し、次の各号に規定する方法を活用します。</p> <p>(1) 審議会等への委員としての参加</p> <p>(2) 意見交換会等への参加</p> <p>(3) アンケート調査等への意見表明</p> <p>(4) 町民意見募集制度(パブリックコメント)への意見表明</p> <p>(5) その他適切な方法</p> <p>2 前項の各号に規定する方法に関し必要な事項は、別に要綱で定めます。</p> |

| 試案 | 町民会議案 |
|--|--|
| <p>(住民投票)</p> <p>第 1 0 条 町長は、<u>次の事項のいずれかに該当し、議会が住民投票の実施を議決した場合は、住民投票を実施するものとする。</u></p> <p>(1) 議会の議員及び町長の選挙権を有する住民が、地方自治法第 74 条の規定に基づき、住民投票条例の制定を町長に請求したとき。</p> <p>(2) 議会の議員が、<u>地方自治法第 112 条</u>の規定に基づき、住民投票条例を発議したとき。</p> <p>(3) 町長が、中標津町の重要な課題に関して、住民の意思を直接確認する必要があると判断したとき。</p> <p>2 住民投票に参加できる者の資格<u>及び</u>その他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じて、別に<u>条例で定める。</u></p> <p>3 議会及び行政は、住民投票の結果を<u>尊重するものとする。</u></p> | <p>(住民投票)</p> <p>第 11 条 町長は、<u>次の各号に規定する事項のいずれかに該当し、議会が住民投票の実施を議決した場合は、住民投票を実施しま</u> <u>す。</u></p> <p>(1) <u>町議会議員と</u>町長の選挙権を有する住民が、地方自治法の規定に基づき、住民投票条例の制定を町長に請求したとき。</p> <p>(2) <u>町議会議員が、地方自治法</u>の規定に基づき、住民投票条例を発議したとき。</p> <p>(3) 町長が、中標津町の重要な課題に関して、住民の意思を直接確認する必要があると判断したとき。</p> <p>2 住民投票に参加できる者の資格<u>と</u>その他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じて、別に<u>条例で定めます。</u></p> <p>3 議会<u>と</u>行政は、住民投票の結果を<u>尊重しなければなりません。</u></p> |

| 試案 | 町民会議案 |
|--|---|
| <p>(町民の権利)</p> <p>第11条 町民は、<u>議会及び行政に参加する権利を有する。</u></p> <p>2 町民は、<u>議会及び行政に関する情報を知る権利を有する。</u></p> <p>3 町民は、前2項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。</p> <p>4 町民は、<u>公正な行政サービスを受ける権利を有する。</u></p> | <p>(町民の権利)</p> <p>第12条 町民は、<u>議会及び行政に関する情報を知る権利が有ります。</u></p> <p>2 町民は、<u>議会及び行政に参加する権利が有ります。</u></p> <p>3 町民は、前2項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けません。</p> <p>4 町民は、<u>法令の定めるところにより行政サービスを公正に受ける権利が有ります。</u></p> |
| <p>(町民の役割)</p> <p>第12条 町民は、<u>自治の実現の主体としての役割を自覚し、町民相互の自主性及び自立性を尊重するとともに、自ら町民が主体の自治の実現に努めるものとする。</u></p> <p>2 町民は、町民の権利の行使にあたっては、<u>自らの発言及び行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 町民は、<u>公正な行政サービスを受けるために必要な負担を分担する。</u></p> | <p>(町民の役割)</p> <p>第13条 町民は、<u>安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くため、自治の実現の主体としての役割を自覚するとともに、町民相互の自主性と自立性を尊重し、町民が主体の自治の実現を図ります。</u></p> <p>2 町民は、町民の権利の行使にあたっては、<u>発言と行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮します。</u></p> <p>3 町民は、<u>法令の定めるところにより行政サービスを公正に受けるために必要な負担を担います。</u></p> <p>4 町民は、<u>防災等に対する意識の高揚を図り、災害等の緊急時においても、相互に助け合い、行動します。</u></p> |

第4章 町内会及び町民活動団体

| 試案 | 町民会議案 |
|--|---|
| <p>(町内会等の定義)</p> <p>第13条 町内会等とは、<u>地縁組織及び町民が主体性をもって組織し、活動する団体をいう。</u></p> | <p>(町内会及び町民活動団体の定義)</p> <p>第14条 町内会とは、<u>居住する地域の地縁による団体をいいます。</u></p> <p>2 <u>町民活動団体とは、主体性をもって組織し、社会貢献活動により公益の増進に寄与する団体をいいます。</u></p> |
| <p>(町内会等の役割)</p> <p>第14条 町内会等は、<u>地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>町内会等は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>町内会等は、地域の課題解決のため他の町内会等との相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとする。</u></p> <p>4 <u>町内会等は、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができる。</u></p> | <p>(町内会及び町民活動団体の役割)</p> <p>第15条 町内会及び町民活動団体は、<u>地域社会において自ら考え、行動し、活動の充実に取り組みます。</u></p> <p>2 <u>町内会及び町民活動団体は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境をつくります。</u></p> <p>3 <u>町内会及び町民活動団体は、地域の課題解決のため、相互の連携や行政との協働により活動の充実に図ります。</u></p> <p>4 <u>町内会及び町民活動団体は、地域社会における課題解決のために、行政に対し、協議提案をすることができます。</u></p> <p>5 <u>町内会及び町民活動団体は、地域における連携協力体制を構築し、その充実に図り、災害等の緊急時においても、相互に助け合い、行動します。</u></p> |

第4章 町内会及び町民活動団体

| 試案 | 町民会議案 |
|---|---|
| <p>(町内会等における町民の役割)</p> <p>第15条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、<u>町内会等を組織する。</u></p> <p>2 町民は、地域社会の担い手である<u>町内会等の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとする。</u></p> | <p>(町内会及び町民活動団体にかかわる町民の役割)</p> <p>第16条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、<u>町内会及び町民活動団体を組織します。</u></p> <p>2 町民は、地域社会の担い手である<u>町内会及び町民活動団体の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てます。</u></p> |
| <p>(町内会等における行政の役割)</p> <p>第16条 行政は、<u>町内会等の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、常に適切な支援を講じるものとする。</u></p> <p>2 行政は、<u>町内会等から協議及び提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させるものとする。</u></p> | <p>(町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割)</p> <p>第17条 行政は、<u>町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、支援します。</u></p> <p>2 行政は、<u>町内会及び町民活動団体から協議提案を受けた場合は、その趣旨を検討し、その結果を反映します。</u></p> <p><u>削除</u></p> |

| 試案 | 町民会議案 |
|--|---|
| <p>(町長の責務)</p> <p>第 2 1 条 町長は、<u>中標津町の代表者として町民の信託に応えるため、行政運営を総合的かつ効率的に行うとともに、その公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。</u></p> <p>2 町長は、行政運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかに<u>しなければならない。</u></p> <p>3 町長は、常に簡素で効率的な行政組織の運営を<u>行なわなければならない。</u></p> | <p>(町長の責務)</p> <p>第 23 条 町長は、行政執行の代表者として行政運営を総合的に行い、その公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。</p> <p>2 町長は、行政運営に関する<u>方針及び当該方針に基づく政策、財源等について明らかにします。</u></p> <p>3 町長は、常に簡素で効率的な<u>組織を構築し、運営します。</u></p> |
| <p>(執行機関の責務)</p> <p>第 2 2 条 執行機関は、行政運営の透明性の向上が図られるよう公正かつ誠実に執行し<u>なければならない。</u></p> <p>2 執行機関は、町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映し<u>なければならない。</u></p> <p>3 執行機関は、行政運営に関する情報を町民に分かりやすく提供し<u>なければならない。</u></p> | <p>(<u>行政</u>の責務)</p> <p>第 24 条 <u>行政</u>は、行政運営の透明性の向上が<u>図り、</u>公正かつ誠実に執行し<u>なければならない。</u></p> <p>2 <u>行政</u>は、町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映<u>します。</u></p> <p>3 <u>行政</u>は、行政運営に関する情報を町民に分かりやすく提供<u>します。</u></p> |

| 試案 | 町民会議案 |
|---|---|
| <p>(職員の責務)</p> <p>第 23 条 職員は、常に町民が主権者であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有する。</p> <p>2 職員は、<u>町民との信頼関係を深めるため、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、職務を遂行しなければならない。</u></p> <p>3 職員は、<u>町民の意向や政策課題に対応するため、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識を習得し、能力の向上に努めなければならない。</u></p> <p>4 職員は、<u>行政組織の横断的連携を密にした職務を遂行しなければならない。</u></p> | <p>(職員の責務)</p> <p>第 25 条 職員は、常に町民が主体であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、職務を遂行しなければなりません。</p> <p>3 職員は、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識を習得し、能力の向上を図ります。</p> <p>4 職員は、<u>行政組織の横断的連携を密にし、職務を遂行しなければなりません。</u></p> |

| 試案 | 町民会議案 |
|--|---|
| <p>(説明責任)</p> <p>第24条 行政は、町民に対し、行政運営に関する内容及び経過を分かりやすく説明する責任を有する。</p> | <p>(説明責任)</p> <p>第26条 行政は、町民に対し、行政運営に関する内容と経過を分かりやすく説明します。</p> |
| <p>(協働の推進)</p> <p>第25条 行政は、町民と協働して地域社会における課題の解決を図るために必要な措置を講じるものとする。この場合において、行政は、町民の自主的及び自立的な活動を尊重しなければならない。</p> | <p>(協働の推進)</p> <p>第27条 行政は、町民と協働して地域社会における課題の解決を図るために必要な措置を講じ、町民の自主的及び自立的な活動を尊重しなければなりません。</p> |
| <p>(総合計画)</p> <p>第26条 町長は、行政運営を総合的かつ計画的に運営するため、議会の議決を経て基本構想及び基本計画を定めるとともに、その実現を図るための実施計画を定めるものとする。</p> <p>2 行政は、総合計画(前項に規定する基本構想、基本計画及び実施計画をいう。以下同じ。)以外の計画の策定及び実施にあたっては、総合計画との整合性を確保するものとする。</p> <p>3 行政は、総合計画その他の計画の策定にあたっては、多くの町民の意見を反映させるため、町民参加を積極的に進め、その実施にあたっては進行状況を適切に把握し、毎年当該計画の内容について見直しをするとともに、町民に分かりやすく公表するものとする。</p> | <p>(総合計画)</p> <p>第28条 町長は、行政運営を総合的かつ計画的に運営するため、総合計画を定めます。</p> <p>2 行政は、総合計画以外の計画の策定と実施にあたっては、総合計画との整合性を図ります。</p> <p>3 行政は、総合計画その他の計画の策定にあたっては、多くの町民の意見を反映させるため、町民参加を積極的に進めます。</p> <p>4 行政は、総合計画その他の計画の実施にあたっては進行状況を適切に把握し、毎年当該計画の内容について見直しをするとともに、町民に分かりやすく公表します。</p> |

| 試案 | 町民会議案 |
|---|--|
| <p>(財政運営)</p> <p>第 2 7 条 行政は、<u>すべての会計を通じた財政運営の状況を分析するとともに、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営を行うものとする。</u></p> <p>2 行政は、前項の規定に基づいて、予算を編成し、<u>中長期的な財政見通しにより、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を行わなければならない。</u></p> <p>3 行政は、<u>予算及び決算の内容並びに財政運営の状況を町民に分かりやすく公表しなければならない。</u></p> | <p>(財政運営)</p> <p>第 29 条 <u>町長は、財政運営の状況を分析し、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営を行います。</u></p> <p>2 <u>町長は、前項の規定に基づいて、予算を編成し、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>町長は、予算と決算の内容及び財政運営の状況を町民に分かりやすく公表しなければならない。</u></p> |
| <p>(出資法人等)</p> <p>第 2 8 条 行政は、行政が出資、補助及び職員の派遣を行っている法人その他の団体(以下「出資法人等」という。)に関し、<u>その出資法人等の運営の状況等を定期的に公表するものとする。</u></p> <p>2 行政は、出資法人等に対する<u>出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査及び検討を行い、その結果を公表するものとする。</u></p> | <p>(出資法人等)</p> <p>第 30 条 <u>町長は、中標津町が出資、補助及び職員の派遣を行っている法人その他の団体(以下「出資法人等」という。)に関し、法令の定めるところにより、運営の状況等を定期的に公表します。</u></p> <p>2 <u>町長は、出資法人等に対する出資内容、補助内容及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査と検討を行い、その結果を公表します。</u></p> |
| <p>(政策法務)</p> <p>第 2 9 条 行政は、<u>中標津町の課題解決に必要な政策を実現するため、必要に応じて条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の制定及び改廃を行うとともに、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用を行うものとする。</u></p> | <p>(政策法務)</p> <p>第 31 条 <u>町長は、必要に応じて条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の制定及び改廃を行い、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用を行います。</u></p> |

| 試案 | 町民会議案 |
|--|---|
| <p>(職員の任用及び育成)</p> <p>第<u>30</u>条 行政は、公正かつ適正な手続により職員を任用するものとする。</p> <p>2 行政は、<u>適材適所の職員配置を行うとともに職員研修の充実により、職員の政策形成能力、法務能力その他、必要な能力の向上を図るものとする。</u></p> | <p>(職員の任用及び育成)</p> <p>第<u>32</u>条 行政は、公正かつ適正な手続により職員を任用します。</p> <p>2 行政は、<u>職員の適正な配置を行うとともに、研修の充実により、必要な能力の向上を図ります。</u></p> |
| <p>(行政手続)</p> <p>第<u>31</u>条 行政は、<u>条例等に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に関して共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する手続に関して<u>共通する事項は、別に条例で定める。</u></p> | <p>(行政手続)</p> <p>第<u>33</u>条 行政は、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。</p> <p>2 前項に規定する手続に関し<u>必要な事項は、別に条例で定めま</u>す。</p> |
| <p>(行政評価)</p> <p>第<u>32</u>条 行政は、<u>効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるものとする。</u></p> <p>2 行政評価の実施にあたっては、町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく公表するものとする。</p> | <p>(行政評価)</p> <p>第<u>34</u>条 行政は、事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させます。</p> <p>2 行政評価の実施にあたっては、町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく公表します。</p> |

| 試案 | 町民会議案 |
|--|---|
| <p>(危機管理)</p> <p><u>第33条 町民は、災害等の緊急時において、相互に助け合い、行動するため防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の構築、充実に努めなければならない。</u></p> <p>2 行政は、<u>災害等の緊急時に備え、町民の生命、身体及び財産の安全性の確保及び向上並びに総合的かつ機能的な危機管理体制の整備を行うものとする。</u></p> <p>3 行政は、<u>危機管理の体制を強化するため、町民の危機管理に対する意識を醸成するとともに、町民、関係団体等との連携を図るものとする。</u></p> | <p>(危機管理)</p> <p><u>削除</u></p> <p>第35条 行政は、町民の生命、身体及び財産の安全性の確保と向上を図り、総合的かつ機能的な危機管理体制の整備を行います。</p> <p>2 行政は、町民の危機管理に対する意識を高め、町民、<u>その他関係機関との連携を図ります。</u></p> |

第8章 連携及び交流

| 試案 | 町民会議案 |
|--|--|
| <p>(国及び北海道との連携協力)</p> <p>第34条 議会及び行政は、政策を実施するため必要があるときは、<u>国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。</u></p> | <p>(国及び北海道との連携)</p> <p>第36条 議会及び行政は、政策を実施するため<u>必要に応じて、国及び北海道と相互に連携を図り、適切な措置を講じるよう提案</u>ます。</p> |
| <p>(他の市町村との連携協力)</p> <p>第35条 議会及び行政は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力するものとする。</p> <p>2 行政は、<u>前項の課題を解決するため、他の市町村と共同で組織を設置できるものとする。</u></p> | <p>(他の市町村との連携)</p> <p>第37条 議会及び行政は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図ります。</p> <p>2 行政は、<u>広域的な課題を解決するため、他の市町村と共同で組織を設置できるものとします。</u></p> |
| <p>(諸団体との連携協力)</p> <p>第36条 議会及び行政は、<u>社会活動に寄与する諸団体、公共性の高い営利を目的としない民間団体と、相互に連携を図りながら協力するものとする。</u></p> | <p>削除</p> |
| <p>(国内外との交流)</p> <p>第37条 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々との交流を深め、<u>その活動によって得た経験、知識及び技術を活かし、町民が主体となる自治の確立に取り組むものとする。</u></p> | <p>(国内外との交流)</p> <p>第38条 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々や団体との交流を深め、<u>安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くため、得た経験、知識及び技術を活かし、町民が主体の自治の確立に取り組</u>みます。</p> |

第9章 条例の見直し

| 試案 | 町民会議案 |
|---|---|
| <p>(条例の見直し)</p> <p>第<u>38</u>条 町長は、この条例の施行の日から起算して5年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行うものとする。</p> <p>2 町長は、前項の見直しにあたっては、次条に定める<u>中標津町民自治推進会議</u>に、必要な意見を求めるものとする。</p> <p>3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。</p> | <p>(条例の見直し)</p> <p>第<u>39</u>条 町長は、この条例の施行の日から起算して5年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行います。</p> <p>2 町長は、前項の見直しにあたっては、次条に定める<u>中標津町自治推進会議</u>に、必要な意見を求めます。</p> <p>3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。</p> |
| <p>(中標津町民自治推進会議)</p> <p>第<u>39</u>条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として<u>中標津町民自治推進会議</u>（以下「<u>自治推進会議</u>」という。）を設置する。</p> <p>2 <u>自治推進会議は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとする。</u></p> <p><u>(1) この条例に基づく政策の制度化、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項</u></p> <p><u>(2) この条例の見直しに関する事項</u></p> <p><u>(3) 町民が主体の自治の推進に関する基本的な事項</u></p> <p>3 <u>自治推進会議は、委員10人以内をもって組織する。</u></p> <p>4 <u>委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、自治推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> | <p>(中標津町自治推進会議)</p> <p>第<u>40</u>条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として<u>中標津町自治推進会議</u>（以下「<u>推進会議</u>」という。）を設置します。</p> <p>2 <u>推進会議は、町長の諮問に応じ審議し、答申します。</u></p> <p>3 <u>推進会議は、次の事項について意見を述べることができます。</u></p> <p><u>(1) この条例に基づく、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項</u></p> <p><u>(2) この条例の見直しに関する事項</u></p> <p><u>(3) この条例の推進に関する基本的な事項</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>4 <u>前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定めます。</u></p> |

第10章 条例の位置付け

| 試案 | 町民会議案 |
|---|--|
| <p>(条例の位置付け)</p> <p>第40条 この条例は、中標津町の自治の実現に関する最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守しなければならない。</p> <p>2 町民、議会及び行政は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他行政運営にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>3 議会及び行政は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、これらの条例と他の条例等とを体系的に整備しなければならない。</p> | <p>(条例の位置付け)</p> <p>第41条 この条例は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くため、中標津町の自治の実現に関する最高規範として位置づけます。</p> <p>2 町民、議会及び行政は、この条例を遵守しなければなりません。</p> <p>3 議会及び行政は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、これらの条例と他の条例等とを体系的に整備します。</p> |

| 試案 | 町民会議案 |
|--|---|
| <p>私たちのまち中標津町は、北海道の東部、根室管内の中部に位置し、標津川の豊かな流れと武佐岳などに象徴される豊かな自然のもと、1911年(明治44年)13戸40人の俵橋地区入植にはじまり、1937年(昭和12年)国鉄標津線の開通により、根室管内内陸の交通の要衝として栄え、農業のめざましい発展による人口増加とともに、1946年(昭和21年)標津村から分村し誕生しました。</p> <p>その後、先人たちのたゆまぬ努力によって、分村後、わずか3年余りの1950年(昭和25年)1月1日に町制が施行され、根室管内の中核都市として発展を遂げてきました。</p> <p>私たちは、このまちの歴史と伝統を継承し、豊かな自然を守り、産業基盤の整備や定住基盤、生活環境の整備をさらに充実していくとともに、人と自然と街の共生を理想とし、だれもが住みたくなる魅力と個性に満ちたまちを築かなければなりません。</p> <p>私たちは、自ら考え、行動し、決定することによる町民が主体の自治の実現を基本として、中標津町民憲章の精神を尊重し、私たちの進むべき未来に関する合意を形成する道筋を明らかにするとともに、次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れる故郷(ふるさと)中標津町を創るため、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p> | <p>中標津町は、東経145度、北海道東部の内陸に位置し、知床から摩周、阿寒に連なる山々に守られ、標津川の流れに育まれてひらかれたまちです。</p> <p>明治の末に始まった原野の開拓は、先人たちのたゆまぬ努力や助け合う心により、冷害凶作などの困難をのり越え、酪農地帯をつくりあげ、さらに、鉄道の分岐点となった市街地では、商工業の発展により、周辺から人が集まる中核的な都市へと進展してきました。</p> <p>わたしたちは、あらためてこのまちの風土や歴史を知り、次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れる故郷を築くため、澄みきった空気、豊かな緑、きれいな水を守り、人と人とがつながり、人と自然との共生を理想とするまちにしていかなければなりません。</p> <p>そのために、「みんなの力で明るい豊かなまちをつくる」という町民憲章の精神を尊重し、自ら考え、行動し、決定することによる町民が主体の自治の実現の最高規範として、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p> |

| 試案 | 議会運営委員会案 |
|--|---|
| <p>(議会の役割と権限)</p> <p>第17条 議会は、選挙で選ばれた町民を代表する議員で構成されるまちの意思決定機関であり、政策を立案するとともに、執行機関による行政運営を監視する機関である。</p> <p>2 議会は、議決機関として予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定を行う権限を有する。</p> <p>3 議会は、条例の制定及び改正並びに廃止の権限を有する。</p> <p>4 議会は、行政の事務に対する監査請求や調査等の監視の権限を有する。</p> <p>5 議会は、まちの将来の方向性とその実現のため、総合発展計画と都市計画マスタープランを議決する権限を有するとともに、他の議決事項については、地方自治法第96条第2項の規定を準拠する。</p> | <p>(議会の役割)</p> <p>第18条 議会は、町民を代表する議員で構成されるまちの意思決定機関であり、政策を立案するとともに、執行機関による行政運営を監視する機関です。</p> <p>(議会の権限)</p> <p>第19条 議会は、議決機関として予算、決算、財産及び政策執行等にかかわる意思決定を行う権限が有ります。</p> <p>2 議会は、条例の制定及び改正並びに廃止の権限が有ります。</p> <p>3 議会は、行政の事務に対する監査請求や調査等の監視の権限が有ります。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除して、地方自治法第96条第2項の規定により、</u> <u>「中標津町議会の議決すべき事件に関する条例」を新たに制定</u></p> <p>4 議会は、まちの将来の方向性とその実現のため、基本構想及び基本計画と都市計画マスタープランを議決する権限を有するとともに、他の議決事項については、地方自治法の規定を準拠します。</p> <p><u>又は、4 として、自治基本条例にそのまま残す</u></p> |

| 試案 | 議会運営委員会案 |
|---|--|
| <p>(議会の責務)</p> <p>第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、まちの将来展望をもって活動する責務を有する。</p> <p>2 議会は、町民からの意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有する。</p> <p>3 議会は、情報共有の原則に基づき、町民に本会議や委員会を常に公開し、議論の透明性を<u>図るとともに、非公開の場合は理由を明らかにする責務を有する。</u></p> <p>4 議会は、町民から提出される請願及び要望等を速やかに検討し、<u>回答する責務を有する。</u></p> <p>5 議会は、報告会等を開催し、直接、町民との対話の機会を設けるとともに、議会における意思決定の内容<u>及びその経過を</u>広報紙等で報告し<u>なければならない。</u></p> | <p>(議会の責務)</p> <p>第20条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、<u>まちの将来展望をもって活動する責務を負います。</u></p> <p>2 議会は、町民からの意見を聴取し、議会運営について町民に説明<u>します。</u></p> <p>3 議会は、情報共有の原則に基づき、町民に本会議や委員会を常に公開し、議論の透明性を<u>図ります。ただし、非公開の場合は理由を明らかにします。</u></p> <p>4 議会は、町民から提出される請願及び要望等<u>に対し、速やかに</u>検討し回答<u>します。</u></p> <p>5 議会は、報告会等を開催し、直接、町民との対話の機会を設け、議会における意思決定の内容<u>とその経過を</u>広報紙等で報告<u>します。</u></p> |
| <p>(議員の責務)</p> <p>第19条 議員は、住民から選ばれた公職者として、中標津町議会議員政治倫理条例(平成14年条例第30号)を遵守し、公益実現のため努力し<u>なければならない。</u></p> <p>2 議員は、町民が主体の自治の推進と町民福祉の向上をめざし、常に政策提案するよう努め<u>なければならない。</u></p> <p>3 議員は、条例、政策立案能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努め<u>なければならない。</u></p> <p>4 議員は、町民の意思の反映を図るため、自主的にまちづくりに関する調査研究に努め<u>なければならない。</u></p> | <p>(議員の責務)</p> <p>第21条 議員は、住民から選ばれた公職者として、中標津町議会議員政治倫理条例(平成14年条例第30号)を遵守し、公益実現のため活動<u>します。</u></p> <p>2 議員は、<u>安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くため、</u>町民が主体の自治の推進と町民福祉の向上をめざし、常に政策提案を<u>行います。</u></p> <p>3 議員は、条例、政策立案能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研<u>さんに</u>励<u>みます。</u></p> <p>4 議員は、町民の意思の反映を図るため、自主的にまちづくりに関する調査研究を<u>行います。</u></p> |

| 試案 | 6月16日議会運営委員会協議案 |
|--|---|
| <p>(議会と行政の役割)</p> <p>第20条 議会及び行政は、住民の選挙によって選出された議員と町長及び執行機関によって構成され、その特性を活かして、町民の意思を的確に反映させるよう議論の透明性と緊張感をもって運営されるものとする。</p> <p>2 本会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うこととし議員等の質問に対し、議長の許可を得て、反問することができるものとする。</p> <p>3 議会及び行政は、地域特性を活かした独創的な政策立案を図るため、広く専門家や町民各層の意見を聴くとともに、積極的に研修会等を企画し、まちの発展のため活動するものとする。</p> | <p>(議会と行政の役割)</p> <p>第22条 議会及び行政は、住民の選挙によって選出された議員と町長及び執行機関によって構成され、その特性を活かして、町民の意思を的確に反映させるよう、議論の透明性と緊張感をもって運営しなければなりません。</p> <p>削除</p> <p>2 議会と行政は、地域特性を活かした独創的な政策立案を図るため、広く専門家や町民各層の意見を聴くとともに、積極的に研修会等を企画し、まちの発展のため活動しなければなりません。</p> |